

平成28年3月18日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成28年3月18日（金） 午後2時4分 ～ 午後4時46分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	尾形 哲也
委員	月村 時子	教育次長	南谷 清司
委員	野原 正美	義務教育総括監	水川 和彦
委員	森口 祐子	総合教育センター長兼教育研修課長	丹羽 俊文
(土屋嶮委員は欠席)		教育総務課長	国島 英樹
		教育総務課教育主管	折戸 敏仁
		教育財務課長	松原 正隆
		教職員課長	高木 俊明
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	森 嘉長
		学校安全課長	服部 和也
		学校支援課長	吉田 梓
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		学校支援課教育主管	小栗 英幸
		特別支援教育課長	出口 和宏
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	高橋 幸平

3 議事日程等

議第1号から議第4号まで及び事務局報告(2)について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成28年3月3日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容	( ) 書きは事務局発言
<b>報第1号 平成28年度使用県立学校の教科書の採択変更について</b>		
特別支援 教育課長	<p>県立学校の教科書の採択変更について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条に基づき、教育長専決により処理したことを報告し、その承認を求めるものである。文部科学省初等中等教育局教科書課長の通知により、教科書発行者から在庫不足により給与に応じられない旨の申し出があった。これにより、可茂特別支援学校で選定していた、くもん出版「漢字のおけいこえほん」をあかね書房「もじのえほん かんじ(2)」に採択変更したものである。</p>	
教 育 長	報第1号につき、挙手により採決する。	
教 育 長	全員賛成により承認する。	
<b>議第1号 平成28年度定期人事異動等について（非公開案件）</b>		
平成28年度定期人事異動の内容について説明し、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）</b> <b>議第3号 職員の懲戒処分について（非公開案件）</b>		
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>議第4号 職員の表彰について（非公開案件）</b>		
退職教職員を表彰することについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>議第5号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</b> <b>議第6号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について</b>		
教育総務 課 長	<p>岐阜県教育委員会事務局組織規則の改正については、先程の人事異動の中でもご説明したが、教職員課に新たに女性教職員活躍推進監を、学校安全課に学校安全企画監を置き、それぞれの役割を規定するものである。 次に、岐阜県教育委員会公文書規程の改正については、4月に開校する羽島特別支援学校の公文書記号を追加するものである。</p>	
教 育 長	議第5号及び議第6号につき、挙手により採決する。	
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。	
<b>議第7号 岐阜県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則について</b> <b>議第8号 岐阜県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則について</b>		

ホームページ公開

<p>教職員課長</p>	<p>平成26年5月14日に地方公務員法の一部が改正され、平成28年4月1日から、地方公務員の勤務成績の評価については、従来の「勤務評定」に変わり、「人事評価」が導入されることとなった。また、これらの法律改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正された。今回導入されることとなった人事評価制度は、職員を能力と業績の両面から評価するもので、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用するものである。</p> <p>県立学校職員や市町村立学校職員の勤務成績の評価については、今回議案にあげさせていただいた各規則の定めるところによるとされており、地方公務員法等の改正に伴い、従前の「勤務成績の評定」の根拠規定となっている地公法の条項「第四十条第一項」の規定そのものが削除され、これに伴い、地教法においては「第四十六条」が削除されたため、関係規定の改正が必要となったものである。県立学校の規則については、第一条に規定する地方公務員法の条項「第四十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に改めるものである。</p> <p>また、市町村立学校の規則については、第一条に規定する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項「第四十六条」を「第四十四条」に改めるものである。なお、現行の勤務成績の評価については、平成19年に同規則を大幅に改訂し、人事評価制度導入の趣旨を反映したものとなっているが、今後、経過措置期間に必要に応じて実施要綱も含めて見直しを図る予定としている。改正規則の施行日は、平成28年4月1日である。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>いつ何が変わったのか。</p>
<p>教職員課長</p>	<p>平成19年に、従来「勤務評定」と呼んでいたものが「勤務評価」に変わり、評価をする前に面談を行ったり、評価の結果を面談時に職員に伝えたりとシステムを大幅に変更した。その後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、「人事評価」が導入されたが、その趣旨は平成19年の改正で概ね反映されていると考えている。詳細については、経過措置期間中に見直しを図っていきたいと考えている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>この変化の時代に、管理職が若い教員をいかに評価し育てていくかという点が重要であると思う。</p>
<p>教育長</p>	<p>今回は、根拠条文の改正であったが、実際どのように人事評価を行うかという点について、また時間を取ってご説明したいと思う。</p>
<p>教育長</p>	<p>議第7号及び議第8号につき、挙手により採決する。</p>
<p>教育長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p><b>議第9号 岐阜県特別支援学校への就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について</b></p>	
<p>特別支援教育課長</p>	<p>現行規則は、昭和32年の制定以来、法令改正による語句の修正があったのみで、約60年が経過していることから、現行規則と実態とが乖離している点を是正するために改正するものである。改正の主な内容としては2点ある。1点目は、保護者から提出される世帯の状況が分かる資料提出期限の是正である。これには、前年度の所得証明が必要となり、現行規則では基準日を4月1日とし提出期限を5月10日としているが、前年度の所得証明の基準日は6月1日であり、それ以降でなければ所得証明を取得できないということで、基準日を6月1日とし提出期限を7月10日に変更するものである。2点目は、就学奨励費の経費算定の実施機関を、本来事務委任されている学校長へ変更するものである。事務処理の実態に合わせ、現状を追認したものであるため、保護者への影響はない。</p>

ホームページ公開

教 育 長	議第9号につき、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>事務局報告</b>	
<b>(1) 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施について</b>	
教 職 員 課 福利厚生室長	<p>平成28年度から実施するストレスチェック制度の概要について説明する。労働安全衛生法の一部改正により、各事業所に実施が義務付けられたものである。労働者のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルスの不調の事前防止、一次予防の対策を強化することが目的である。併せて、職場環境の改善につなげてストレス要因の軽減を図ろうとするものである。ストレスチェック制度には大きく3つの内容がある。1つ目はストレスチェックの実施、2つ目は、高ストレスであった者について本人が希望する場合は医師による面接指導を行うこと、3つ目は、面接指導の結果で必要がある場合は勤務時間の変更や仕事内容の変更等の就業上の措置を実施することである。</p> <p>現時点では、7～9月にストレスチェックを実施することを考えている。なお、ストレスチェックは受検の義務はないため強制はできないが、多くの職員に受けてもらうことが必要であると考えており、そのための制度の周知に努め、ストレスチェックの結果については、医師の面接指導を受ける場合以外は、所属長や人事担当部局にも情報を提供しないなど、個人情報の取扱いに注意することで、できるだけ多くの職員に受けてもらい、自分のストレスに気付いてもらうことに配慮したいと考えている。</p>
稲 本 委 員	どのようにチェックを行うのか。機械で行うのか、問診で行うのか。
教 職 員 課 福利厚生室長	57程の項目のある調査票に答える形で採点するものである。
稲 本 委 員	アンケートでは、自分をよく見せようとする人と悪く見せようとする人が出てくる。予算はかかるが、ストレスをチェックできる機械を導入できるとよい。個人情報の取扱いの話もあったが、上司に調子が悪いということが伝わることを懸念して正確に答えない場合があるので、どこかでやり方を本格的に考えなければならないと思う。全員が素直に答えることを前提としたやり方ではないか。
教 職 員 課 福利厚生室長	ご指摘のようなケースも出てくる可能性があると思われる。しかし、機械の導入となると予算がかかるので、ひとまずこの方法で進めさせていただき中で、徐々に精度を高めていきたいと考えている。
教 育 長	まず、稲本委員から福利厚生室へレクチャーしていただき、来年度に向けて先進的なことをモデル的に実施できるかどうかを検討させていただきたいと思う。
森 口 委 員	ストレスチェックを自分でもやってみたい。項目をチェックすることで自身の気付きにつながり、職員間でまわりの様子を見る際の材料にもなるのではないかと思う。
教 職 員 課 福利厚生室長	チェックシートは厚生労働省のホームページでも公開されている。
月 村 委 員	義務ではないということなので、その辺りをうまくやっていく必要があると思う。
野 原 委 員	今後、ある程度予算をかけてやっていく必要があると思う。

**(2) いじめ重大事態の調査終了について（非公開案件）**

いじめ重大事態の調査が終了したことを報告した。  
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

**(3) 平成27年度岐阜県における児童生徒の学習状況調査の結果について**

学校支援課  
教育主管

春の全国学習状況調査の結果が8月末に送付され、秋から指導改善に取り組んできたところである。今年の1月には、こうした指導改善の取組みの成果や課題を把握することを目的として県の学習状況調査を実施し、詳細な資料は既に各学校に配布している。全国調査とは異なり、中学3年生・小学6年生ではなく、中学2年生と小学4・5年生を対象とし、国語・算数・理科以外に社会と英語が加わっている。全国調査との比較のために類似問題を県調査でも盛り込んでおり、全国調査と比べやや上向きではあるが、指導改善をさらに進めていく必要があると考えている。また、子どもの学習や生活について、今年度から全国調査と同じ項目を設けて調査しているが、予習・復習や言語活動については高まっている一方で、自己肯定感や最後までやり遂げるといった項目に課題があるため、今後の指導につなげていきたいと考えている。

**(4) 第2次岐阜県幼児教育アクションプランの策定について**

学校支援課  
教育主管

前回の定例教育委員会でもお示ししたが、第2次岐阜県幼児教育アクションプランを策定するに当たり、パブリック・コメントを2月12日から3月12日まで実施した。ご意見のあった地域に開かれた園経営については、学校評価の公表や地域の協力を得た支援体制といった点について盛り込んでいる。また、小学校へ上がる際のギャップに不安を感じるというご意見があり、来年度・再来年度の2年間をかけて県版の接続カリキュラムの作成に力を入れ、全県下で使用できるようなものを作りたいと考えている。以上のご意見については、既にプランの内容に盛り込んでいるため変更はない。4月には、県内の事業所・市町村に配布したいと考えている。

稲本委員

長野県では、自然によく接する保育を行う園を認定する制度を行っている。岐阜県では、そのような制度はあるのか。

学校支援課  
教育主管

現時点では把握していない。調べて研究させていただきたい。

**(5) 岐阜県における全国レベルの表彰について**

教育総務課  
課長

2、3月分の全国レベルの表彰について、文化部門を掲載しているので、ご確認いただきたい。

**(6) 平成28年度教育委員行事予定について**

教育総務課  
課長

平成28年度教育委員行事予定をまとめたので、ご確認いただきたい。